

問番号	問内容
<b>その他</b>	
Q13-01	会社が今回の助成金の対象になるような特別休暇を設けてくれませんか。どうすればよいですか。

事業主が労働者に助成金の対象となるような有給の特別休暇を設けることは義務ではありませんが、政府としては、子どもの世話をする労働者の方々が希望に応じて有給の休暇を取得できるよう、本助成金制度の周知、活用促進に努めております。

御質問のような場合には、本助成金のリーフレット等をご活用いただきながら、再度、労使で十分話し合いをしていただくことが考えられます。

また、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を全国の都道府県労働局に設置し、労働者からの「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等のご相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行います。

都道府県労働局では「企業が有給の特別休暇制度を導入してくれない」等の相談に応じていますので、お勤めの事業場を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に御相談ください。  
(都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の連絡先は以下URL参照)  
<[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html)>

Q13-02	当助成金は課税対象となりますか。対象となる場合、どの税金の対象となりますか。
--------	--

事業等に関して支給されるため、税務上、事業者の収入として申告する必要がありますが、給与支払いと助成の額が相殺され、課税関係は生じません。